

# 京都府最低賃金

時間額 **7 2 9 円**

2009年  
10月17日～

京都府下の事業所で働くすべての労働者に対して、時間額729円以上の賃金を支払う必要があります。

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限られます。具体的には、基本給と諸手当（ただし、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などを除きます。営業手当などは含まれません。）が対象となります。逆に、以下の賃金は最低賃金の対象から除外されます。

- ・臨時に支払われる賃金 = 結婚手当など。
- ・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金 = 賞与など。
- ・所定労働時間を超える期間の労働に対して支払われる賃金 = 時間外割増賃金など。所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金 = 休日割増賃金など。
- ・午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分 = 深夜割増賃金など。
- ・精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

最低賃金額を下回る賃金を支払った場合の罰金があります。（上限額50万円＜最低賃金法第40条＞）

例えば日給の場合の比較は、賃金額を1時間あたりの金額に換算します。例えば日給5400円、一日の所定労働時間7時間30分の場合、 $5400円 \div 7.5時間 = 720円$ となり、京都府最低賃金729円を下回り違反となります。

少なくとも生活保護基準以上の水準へ

現行金額では、年間2000時間働いても150万円にも満たない収入です。また、稼働年齢層が働いた場合の生活保護の基準からも格段に低い水準です。私たちはワーキングプアをなくすために、時間額1000円以上に引き上げることを求めています。

京都総評 京都市中京区壬生仙念町30 - 2ラポール京都5階  
電話 075-801-2308 [sohyo@labor.or.jp](mailto:sohyo@labor.or.jp)